

山口労発基 1110 第 1 号
令和 5 年 11 月 10 日

独立行政法人労働者健康安全機構
山口産業保健総合支援センター所長 殿

山口労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

日頃より労働安全衛生行政の推進に格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法施行令第 18 条第 3 号及び第 18 条の 2 第 3 号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和 5 年厚生労働省告示第 304 号）につきましては、令和 5 年 11 月 9 日に告示され、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされたところです。

その制定の趣旨、内容等については、別添のとおりですので、ホームページでの周知等貴団体会員各位への周知につきまして、御協力の程お願い申し上げます。

基発1109第1号
令和5年11月9日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定
に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について

労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）については、令和5年11月9日に告示され、令和7年4月1日から適用することとされたところである。その制定の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のなきを期されたい。

記

第1 制定の趣旨及び概要等

1 制定の趣旨

本告示は、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第265号。以下「改正政令」という。）による改正後の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準（以下「裾切値」という。）を定めたものである。

2 告示の概要

本告示は、譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示（以下「ラベル表示」という。）及び文書の交付等（以下「SDS交付等」という。）をしなければならない化学物質（以下「ラベル・SDS対象物質」という。）を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたものであること。

3 適用期日

令和7年4月1日

4 経過措置

- (1) 労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第121号。以下「改正省令」という。）による改正後の労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。）別表第2にラベル・SDS対象物質として個別列挙された物質のうち、改正省令の規定が令和8年4月1日から適用されるものについては、同日から本告示の規定を適用すること。
- (2) 現行のラベル・SDS対象物質のうち、本告示によってラベル表示に係る裾切値又はSDS交付等に係る裾切値が改正省令による改正前の安衛則別表第2の値より低い値に変更されるものについては、令和8年3月31日までの間は、裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。
- (3) ラベル表示に係る(2)の裾切値の経過措置を適用する物質であって令和8年4月1日において現に存するものについては、令和9年3月31日までの間、ラベル表示に係る裾切値を改正省令による改正前の安衛則別表第2の値に据え置くこと。

第2 細部事項

- 1 令別表第9に掲げる物に係る裾切値（第1条及び別表第1関係）
 - (1) 本告示別表第1は、ラベル・SDS対象物質のうち改正政令による改正後の令別表第9に掲げる物に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
なお、本告示別表第1に規定する裾切値は、改正省令による改正前の安衛則別表第2の値と同じであること。
 - (2) 第1条ただし書の規定は、改正省令による改正後の安衛則第30条において、「運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）」をラベル表示の対象から除外している規定と同様に、当該状態に該当する製剤その他の物の裾切値を100パーセントと規定することにより、当該状態に該当する製剤その他の物をラベル表示の対象から除外する趣旨であること。
- 2 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値（第2条及び別表第2関係）
 - (1) 本告示別表第2は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物に限る。）に係る裾切値を物の種類に応じて定めたこと。
 - (2) 本告示別表第2の左欄に掲げる物質は、国が行う化学品の分類（日本産業規格Z7252（以下「JIS Z7252」という。）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。以下同じ。）における異性体混合物の分類結果を踏まえ裾切値を設定したもの、改正省令による改正後の

安衛則別表第2において複数の物質をまとめた名称として規定しているもののうち当該名称に含まれる各物質について国が行う化学品の分類における分類結果を踏まえ裾切値を分けて設定したもの、爆発性を踏まえて裾切値を設定しないもの、その他物の種類に応じて個別に裾切値を設定したものであること。

3 安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値（第3条、第4条及び別表第3関係）

(1) 本告示別表第3は、ラベル・SDS対象物質のうち改正省令による改正後の安衛則別表第2に掲げる物（本告示の別表第2の左欄に掲げる物を除く。）に係る裾切値を、国が行う化学品の分類の結果に基づく有害性区分に応じて、次のア及びイに掲げる考え方により規定したこと。なお、混合物であって、JIS Z 7252において濃度限界（未試験の混合物を、成分の危険有害性に基づいて分類する場合に使用する成分の含有濃度の限界値をいう。以下同じ。）が1パーセントを超える値で設定されている物質については、仮に混合物としての有害性分類がなされていない場合であっても、当該物質の物理的及び化学的性質又は取扱い方法によっては高い濃度で当該物質にばく露することによる健康障害のおそれがあることから、人体に及ぼす作用や取扱い上の注意に関する情報を伝達する必要があるため、裾切値を1パーセントとしたものであること。

ア 化学品の分類および表示に関する世界調和システム（GHS）において濃度限界とされている値とし、それが1パーセントを超える場合は1パーセントとする。

イ 複数の有害性区分を有する物質については、アにより得られる数値のうち最も低い数値を採用する。

(2) 第4条中「有害性区分が区分されていない物」とは、ラベル・SDS対象物質のうち、国が行う化学品の分類において、健康に対する有害性が区分されておらず、物理化学的危険性のみが区分されている物をいうこと。

第3 その他

CAS登録番号を併記したラベル・SDS対象物質及びその裾切値の一覧は、厚生労働省ホームページで公表する予定であること。

第4 関係通達の改正

令和5年7月4日付け基発0704第1号「皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について」の記について、次表のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について</u></p> <p>(1) <u>次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値（ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質であって、二以上の有害性区分に該当するものにあつては、その該当する有害性区分に係る値のうち最も低いもの）未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。</u></p> <p>ア <u>皮膚刺激性有害物質 1パーセント</u></p> <p>イ <u>皮膚吸収性有害物質 1パーセント（国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント）</u></p> <p>(2) (1)に定める値は、<u>労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和5年厚生労働省告示第304号）の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方をを用い、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼</u></p>	<p>1～3 (略)</p> <p>(新設)</p>

刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」（呼吸器感作性については気体を除く。）の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。

5 （略）

4 （略）

○厚生労働省告示第三百四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準を次のように定める。

令和五年十一月九日

厚生労働大臣 武見 敬三

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める
基準

（労働安全衛生法施行令別表第九に掲げる物に係る基準）

第一条 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十八条第一号に掲げる物に係る同条第三号の基準及び令第十八条の二第一号に掲げる物に係る同条第三号の基準は、別表第一の左欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。ただし、運搬中及び貯蔵中において固体以外の状態にならず、かつ、粉状にならない物（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）に係る令第

十八号第三号の基準は、百パーセントとする。

一 危険物（令別表第一に掲げる危険物をいう。以下同じ。）

二 危険物以外の可燃性の物等爆発又は火災の原因となるおそれのある物

三 酸化カルシウム、水酸化ナトリウム等を含む製剤その他の物であつて皮膚に対して腐食の危険を生ずるもの

（労働安全衛生規則別表第二に掲げる物に係る基準）

第二条 令第十八条第二号に掲げる物（別表第二の左欄に掲げる物に限る。）に係る同条第三号の基準及び

令第十八条の二第二号に掲げる物（同欄に掲げる物に限る。）に係る同条第三号の基準は、別表第二の左欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値とする。この場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第三条 令第十八条第二号に掲げる物（別表第二の左欄に掲げる物を除く。）に係る同条第三号の基準及び

令第十八条の二第二号に掲げる物（同欄に掲げる物を除く。）に係る同条第三号の基準は、令第十八条第二号に規定する期日までに区分された国が行う化学品の分類（産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十

五号)に基づく日本産業規格Z七二五二(GHSに基づく化学品の分類方法)に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。)の結果に基づき、別表第三の左欄に掲げる有害性区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値(同表の左欄に掲げる有害性区分のうち二以上の有害性区分に該当する物にあつては、その該当する有害性区分に係る同表の中欄及び右欄に掲げる含有量の値のうち、それぞれ最も低いもの)とする。この場合においては、第一条ただし書の規定を準用する。

第四条 前条の化学品の分類の結果、有害性区分が区分されていない物に係る令第十八条第三号及び令第十八条の二第三号の基準は、それぞれ一パーセントとする。この場合においては、第一条ただし書の規定を準用する。

附 則

(適用期日)

第一条 この告示は、令和七年四月一日から適用する。ただし、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(令和五年厚生労働省令第百二十一号)附則第二項に該当する物については、令和八年三月三十一日まで
の間は、この告示の規定は、適用しない。

(名称等を表示すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

第二条 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「則」という。)別表第二の16、19、

51、125、319、347、602、631、648、660、661、664、665、721、734、735、778(二・二―ジクロロエタンに限る。)、

788、858、895、913、995、1040、1069、1128、1213、1222、1285、1346(二・一・一―トリクロロエタンに限る。)、1359、

1387、1454、1462、1497(二―ニトロプロパンに限る。)、1498、1521、1523、1618、1657、1682、1818、1827、1834、1890(ペルフル

オロオクタン酸アンモニウムに限る。)、1934(ペンタクロロフェノール(別名PCP)に限る。)、1948

(ほう酸ナトリウムに限る。)、2043、2108、2160及び2255の項に掲げる物に対するこの告示の令第十八条第二号

に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例
による。

2 前項に規定する物であつて、令和八年四月一日において現に存するものに対するこの告示の令第十八条
第二号に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和九年三月三十一日までの間は、なお従
前の例による。

(名称等を通知すべき危険物及び有害物に関する経過措置)

第三条 則別表第二の57、125、188、321、408、551、631、761、795、820、870、871、996、1224、1371、1454、1458、1462、1521、

1557、1562、1582、1766、1791、1804、1844、2043、2094、2255、2257及び2267の項に掲げる物に対するこの告示の令第十八条の二

第二号に掲げる物に係る同条第三号の基準の適用については、令和八年三月三十一日までの間は、なお従

前の例による。

別表第1（第1条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
アリル水銀化合物	1パーセント	0.1パーセント
アルキルアルミニウム化合物	1パーセント	1パーセント
アルキル水銀化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
アルミニウム	1パーセント	1パーセント
アルミニウム水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
アンチモン及びその化合物（三酸化二アンチモンを除く。）	1パーセント	0.1パーセント
イットリウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント
インジウム	1パーセント	1パーセント
インジウム化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ウラン及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
カドミウム及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銀及びその水溶性化合物	1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩に限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
クロム及びその化合物（クロム酸及びクロム酸塩並びに重クロム酸及び重クロム酸塩を除く。）	1パーセント	0.1パーセント
コバルト及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ジルコニウム化合物	1パーセント	1パーセント
水銀及びその無機化合物	0.3パーセント	0.1パーセント
すず及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
セレン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
タリウム及びその水溶性化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
タングステン及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
タンタル及びその酸化物	1パーセント	1パーセント
鉄水溶性塩	1パーセント	1パーセント
テルル及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
銅及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
鉛及びその無機化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
ニッケル	1パーセント	0.1パーセント
ニッケル化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
白金及びその水溶性塩	1パーセント	0.1パーセント
ハフニウム及びその化合物	1パーセント	1パーセント

バリウム及びその水溶性化合物	1パーセント	1パーセント
砒素及びその化合物	0.1パーセント	0.1パーセント
銻素及びその水溶性無機化合物	1パーセント	0.1パーセント
マンガン	0.3パーセント	0.1パーセント
無機マンガン化合物	1パーセント	0.1パーセント
モリブデン及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント
沃化物	1パーセント	1パーセント
沃素	1パーセント	0.1パーセント
ロジウム及びその化合物	1パーセント	0.1パーセント

別表第2（第2条関係）

物の種類	令第18条第3号の含有量（重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量（重量パーセント）
石綿（令第16条第1項第4号イからハマまでに掲げる物で同号の厚生労働省令で定めるものに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
キシリジン	1パーセント	0.1パーセント
キシレン	0.3パーセント	0.1パーセント
クロロフェノール	1パーセント	0.1パーセント
鉱油	1パーセント	0.1パーセント
四アルキル鉛	－（加鉛ガソリンにあつては、100パーセント。）	0.1パーセント
ジクロロエタン（1，1－ジクロロエタンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ジクロロエタン（1，2－ジクロロエタンに限る。）	0.1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン（1，1－ジクロロエチレンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロエチレン（1，2－ジクロロエチレンに限る。）	1パーセント	1パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ジクロロベンゼン（パラ－ジクロロベンゼンを除く。）	1パーセント	1パーセント
ジシクロヘキシルアミン	1パーセント	0.1パーセント
ジシクロヘキシルアミン亜硝酸塩	1パーセント	1パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールに限る。）	1パーセント	0.1パーセント
ジニトロフェノール（2，4－ジニトロフェノールを除く。）	1パーセント	1パーセント
ジメチルヒドラジン（1，1－ジ	1パーセント	0.1パーセント

メチルヒドラジンに限る。)		
ジメチルヒドラジン (1, 2-ジメチルヒドラジンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩 (1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩に限る。)	1 パーセント	1 パーセント
1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム塩 (1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウムニメタンスルホン酸塩を除く。)	1 パーセント	0.1 パーセント
硝酸アンモニウム	—	—
人造鈹物繊維 (リフラクトリーセラミックファイバーに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
人造鈹物繊維 (リフラクトリーセラミックファイバーを除く。)	1 パーセント	1 パーセント
ダイオキシン類 (2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ダイオキシン類 (令別表第3第1号3に掲げるもの及び2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-1, 4-ジオキシンを除く。)	0.3 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン (1, 1, 1-トリクロロエタンに限る。)	0.1 パーセント	0.1 パーセント
トリクロロエタン (1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。)	1 パーセント	0.1 パーセント
2, 4, 5-トリメチルアニリン	1 パーセント	0.1 パーセント
2, 4, 5-トリメチルアニリン塩酸塩	1 パーセント	1 パーセント
トルイジン	0.1 パーセント	0.1 パーセント
ニトログリセリン	— (98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあつては、1 パーセント。)	— (98 パーセント以上の不揮発性で水に溶けない鈍感剤で鈍性化した物にあつては、0.1 パーセント。)
ニトロセルローズ	—	—
ニトロトルエン (2-ニトロトル	0.1 パーセント	0.1 パーセント

エンに限る。)		
ニトロトルエン（3-ニトロトルエンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（1-ニトロプロパンに限る。)	1パーセント	1パーセント
ニトロプロパン（2-ニトロプロパンに限る。)	0.1パーセント	0.1パーセント
ピクリン酸	—	—
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。)	1パーセント	1パーセント
ブタノール（ターシャリーブタノール及び2-ブタノールに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノール（別名PCP)	0.1パーセント	0.1パーセント
ペンタクロロフェノールナトリウム塩	1パーセント	0.1パーセント
ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル（アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	1パーセント	1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンに限る。)	1パーセント	0.1パーセント
メチルピリジン（3-メチルピリジンを除く。)	1パーセント	1パーセント
硫酸亜鉛	1パーセント	0.1パーセント
硫酸亜鉛の一水和物及び七水和物	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルトトリル）に限る。)	1パーセント	1パーセント
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルトトリル）を除く。)	0.3パーセント	0.1パーセント

別表第3（第3条関係）

有害性区分		令第18条第3号の含有量 （重量パーセント）	令第18条の2第3号の含有量 （重量パーセント）
有害性クラス	区分		
急性毒性	1～4	1パーセント	1パーセント
皮膚腐食性／皮膚刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	1～2	1パーセント	1パーセント
呼吸器感作性（固体／液体）	1	1パーセント	0.1パーセント
呼吸器感作性（気体）	1	0.2パーセント	0.1パーセント
皮膚感作性	1	1パーセント	0.1パーセント

生殖細胞変異原性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	1パーセント
発がん性	1	0.1パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
生殖毒性	1	0.3パーセント	0.1パーセント
	2	1パーセント	0.1パーセント
特定標的臓器毒性（単回ばく露）	1～3	1パーセント	1パーセント
特定標的臓器毒性（反復ばく露）	1～2	1パーセント	1パーセント
誤えん有害性	1	1パーセント	1パーセント

基発 0704 第 1 号
令和 5 年 7 月 4 日
一部改正 基発 1109 第 1 号
令和 5 年 11 月 9 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 91 号）により改正され、令和 6 年 4 月 1 日から施行される労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）第 594 条の 2 第 1 項に規定する皮膚等障害化学物質等については、「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令等の施行について」（令和 4 年 5 月 31 日付け基発 0531 第 9 号。以下「施行通達」という。）の記の第 4 の 8（2）において、「別途示すものが含まれること」とされているところであるが、今般、「別途示すもの」について下記のとおり示すので、関係者への周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

記

1 趣旨

本通達は、安衛則第 594 条の 2 第 1 項が適用される皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質に該当する物を示すとともに、皮膚等障害化学物質等についての留意事項を示す趣旨であること。

本通達は、現時点での知見に基づくものであり、国が行う化学品の分類（日本産業規格 Z 7252（GHS に基づく化学品の分類方法）に定める方法による化学物質の危険性及び有害性の分類をいう。）の結果（以下「国が公表する GHS 分類の結果」という。）の見直しや新たな知見が示された場合は、必要に応じ、見直されることがあること。

2 用語の定義

（1）皮膚刺激性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚刺激性有害物質は、皮膚又は眼に障害を与えるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。具体的には、施行通達記の第4の8(2)の「国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されているもの」に該当する化学物質をいうこと。ただし、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

(2) 皮膚吸収性有害物質

皮膚等障害化学物質等のうち、皮膚吸収性有害物質は、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいうこと。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

3 皮膚吸収性有害物質に該当する物

皮膚吸収性有害物質には、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する化学物質が含まれること。

(1) 国が公表するGHS分類の結果、危険性又は有害性があるものと区分された化学物質のうち、濃度基準値(安衛則第577条の2第2項の厚生労働大臣が定める濃度の基準をいう。)又は米国産業衛生専門家会議(ACGIH)等が公表する職業ばく露限界値(以下「濃度基準値等」という。)が設定されているものであって、次のアからウまでのいずれかに該当するもの

ア ヒトにおいて、経皮ばく露が関与する健康障害を示す情報(疫学研究、症例報告、被験者実験等)があること

イ 動物において、経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

ウ 動物において、経皮ばく露による体内動態情報があり、併せて職業ばく露限界値を用いたモデル計算等により経皮ばく露による毒性影響を示す情報があること

(2) 国が公表するGHS分類の結果、経皮ばく露によりヒトまたは動物に発がん性(特に皮膚発がん)を示すことが知られている物質

(3) 国が公表するGHS分類の結果がある化学物質のうち、濃度基準値等が設定されていないものであって、経皮ばく露による動物急性毒性試験により急性毒性(経皮)が区分1に分類されている物質

4 皮膚等障害化学物質を含有する製剤の裾切値について

(1) 次のア及びイに掲げる皮膚等障害化学物質の区分に応じ、その含有量がそれぞれ次のア及びイに掲げる含有量の値(ア及びイの両方に該当する物質にあっては、ア又はイに係る値のうち最も低いもの、イに該当する物質にあっては、二以上の有害性区分に該当するもの)にあっては、その該当する有害性区分に係る値のうち最

も低いもの) 未満であるものについては、皮膚等障害化学物質等には該当しないものとして取り扱うこと。なお、パーセントは重量パーセントであること。

ア 皮膚刺激性有害物質 1パーセント

イ 皮膚吸収性有害物質 1パーセント (国が公表するGHS分類の結果、生殖細胞変異原性区分1又は発がん性区分1に区分されているものは0.1パーセント、生殖毒性区分1に区分されているものは0.3パーセント)

(2) (1) に定める値は、労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(令和5年厚生労働省告示第304号)の別表第3における容器等への名称等の表示に係る裾切値の考え方を採用し、皮膚刺激性有害物質については、「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」(呼吸器感作性については気体を除く。)の裾切値、皮膚吸収性有害物質については、その他の関係する有害性区分の裾切値を踏まえて設定したものであること。

5 該当物質の一覧

(1) 3の皮膚吸収性有害物質に該当する物は、別添に掲げるとおりであること。

(2) 次に掲げる物質の一覧を厚生労働省ホームページで公表していること。

ア 3の皮膚吸収性有害物質

イ 皮膚刺激性有害物質 (国が公表するGHS分類の結果があるものに限る)

ウ 特化則等の特別規則において不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質